

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画改定の背景と目的

龍ヶ崎市では、市、事業者、市民、市民団体が協働し、龍ヶ崎市の恵み豊かな自然環境の保護、文化の所産である歴史・風土などの文化環境を保存、潤いある生活環境を保全及びそれらを創造するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民の健康で文化的な生活を確保することを目的として5つの基本理念を掲げ、龍ヶ崎市環境基本条例を平成14年3月に制定し、4月1日から施行しました。

環境基本条例では、良好な環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「環境基本計画」を定めることとし、「龍ヶ崎市環境基本計画」を平成16(2004)年3月に策定しました。これまで環境基本計画に掲げる様々な取り組みを実施するとともに、「龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例」の制定や「龍ヶ崎市地球温暖化防止実行計画」の見直しなどを行いました。

しかし、環境基本計画策定後7年が経過し、これまでの施策の展開により既に目標を達成している項目や取り組みを強化すべき項目などが顕在化しました。また、地球温暖化や異常気象、生物多様性などの世界的規模で取り組むべき問題がクローズアップされ、このような社会状況の変化に対応するため、環境基本計画の見直しを行いました。

#### 【基本理念（龍ヶ崎市環境基本条例 第3条抜粋）】

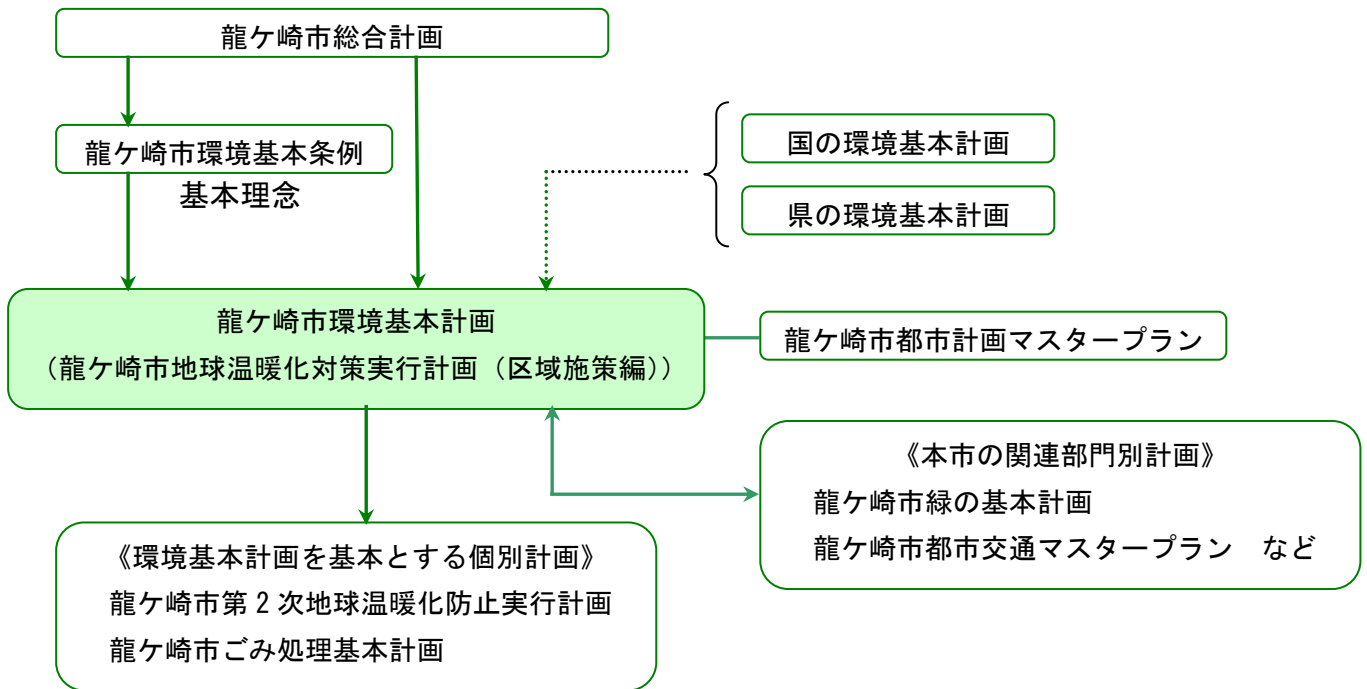
良好な環境の保全等及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 1 環境は無限のものではないとの認識の下、環境への負荷の低減に努め、循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行うものとする。
- 2 すべての社会活動が人類の存続の基盤である生態系のもたらす恵みにより成り立っているとの認識の下、多様な生物が生息できる豊かな自然環境を保護する心を養い、人と自然との共生が実現されるよう適切に行うものとする。
- 3 先人たちの築いた文化の所産である歴史・風土等の文化環境を継承し、その保存及び活用により自然環境、歴史景観及び市民生活が融合した魅力的な都市形成が図られるよう適切に行うものとする。
- 4 人が健康で文化的な生活を送るうえで、必要とされる環境の恵みを享受し、その環境が将来にわたって維持されるようそれぞれの立場で協働し、自主的かつ積極的に行うものとする。
- 5 地球環境保全は、地球を共有する人類共通の課題であり、その事業活動や日常生活による地球環境に及ぼす影響を認識し、国際的協調の下に積極的に行動するものとする。

## 第2節 計画の位置づけ

環境基本計画は、龍ヶ崎市環境基本条例第9条に規定する計画で、市総合計画を環境面から補強する分野別基本計画であり、他の分野別基本計画における環境に係る領域については、環境基本計画の示す方向への整合を促します。

### ◆環境関連の計画体系◆



「龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、国が策定を推奨する「地球温暖化対策地域推進計画」であり、「環境基本計画」は、この「地球温暖化対策地域推進計画」を包括するものとします。

## 第3節 計画の期間

環境基本計画の当初の計画期間は、2004年度（平成16年度）から2015年度（平成27年度）までとじていましたが、龍ヶ崎市第6次総合計画の計画期間と整合性を図るため、2011年度（平成23年度）から2016年度（平成28年度）の6年間とします。

平成	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	年度
	← 環境基本計画 →													
								← 環境基本計画（改定版） →						

#### 第4節 計画の対象分野

環境基本計画の対象分野については、環境基本条例第2条に基づき「人が健康で文化的な生活を送ることができる生活環境」・「生態系に配慮した自然環境」・「歴史・風土などに配慮した文化環境」の3つの項目に大別します（対象とする環境の分野が重複する場合があります）。

また、各環境施策を展開するには、環境学習などを推進することが非常に重要であることから、「環境学習」に関しては独立した項目とします。これは生活環境、自然環境、文化環境、全ての項目に関連します。

